

2023 年 6 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 SBI 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 川島 克哉
(コード番号 : 8303 東証スタンダード市場)

臨時株主総会招集に係る基準日設定に関するお知らせ

当行は、本日付けの取締役会決議において、2023 年 8 月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当行は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023 年 7 月 12 日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 基準日 | 2023 年 7 月 12 日（水曜日） |
| (2) 公告日 | 2023 年 6 月 27 日（火曜日） |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当行ホームページに掲載いたします。） |
- (<https://corp.sbishinseibank.co.jp/ja/ir/announcement.html>)

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当行が 2023 年 5 月 12 日に公表いたしました「支配株主である SBI 地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」並びに 2023 年 6 月 24 日に公表いたしました「支配株主である SBI 地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当行の支配株主（親会社）である SBI 地銀ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が 2023 年 5 月 15 日から実施しておりました当行の普通株式（以下「当行株式」といいます。）に対する公開買付けの結果、公開買付者が当行株式の全て（但し、公開買付者が所有する当行株式、当行が所有する自己株式並びに預金保険機構及び株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」といいます。）が所有する当行株式を除きます。）を取得するには至らなかったため、公開買付者から、当行の株主を公開買付者、預金保険機構及び整理回収機構のみとするために、会社法第 180 条に基づき当行株式につき株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更（以下「本定款変更」といいます。）を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を招集することの要請を受けております。当該要請を受け、当行は、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、本株式併合及び本定款変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに本株式併合及び本定款変更を含む付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上

お問い合わせ先

SBI新生銀行 グループ IR・広報部

報道機関のみなさま: SBIShinsei_PR@sbishinseibank.co.jp株主・投資家のみなさま: SBIShinsei_IR@sbishinseibank.co.jp